**ノルウェー旅行会社招請業務に係る公募型プロポーザル実施要領**

**１　公募の趣旨**

　　　山形市では、持続可能なまちづくりを進めるため、観光による地域経済の活性化に取り組むこととしており、インバウンド誘客の促進を図るため、アジア、米、豪に対して積極的な現地プロモーションを実施している。

最新の国の動きとしてJNTO（日本政府観光局）が2024年３月にストックホルムに事務所を設立し、北欧からの訪日旅行者の獲得に動いている。山形市は、国の補助事業を通じてノルウェーの旅行会社との関係性を構築する糸口を見出し、北欧から東北への旅行商品の造成に意欲的な事業者が一定数いることを確認していることから、先進的な誘客ターゲットとしてノルウェーを設定し、ノルウェーから旅行会社を招請して、山形市への訪日旅行商品の造成を促進する事業者の選考を目的として、公募を行うものである。

**２　目的**

公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）は、本業務の実施事業者に係る優先交渉権者を選考するため、公募型プロポーザルの参加資格、手続、審査の内容等について必要な事項を定めるものである。

なお、選考された優先交渉権者は、山形市と協議・調整を行った上で契約を締結して業務を実施するが、ノルウェー旅行会社招請業務に係る業務の契約を約束するものではない。

**３　業務の概要**

1. 業務名

ノルウェー旅行会社招請業務（以下「本業務」という。）

1. 実施場所

　　　山形市内

1. 業務内容

別添ノルウェー旅行会社招請業務委託基本仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

ただし、契約時における仕様書は、優先交渉権者として選考された事業者の企画提案内容に応じて、仕様の内容を変更することがある。

1. 委託期間

契約締結の日から令和７年１２月２６日までとする。ただし、優先交渉権者として選考された事業者との協議・調整等により変更する場合がある。

1. 委託料

　　　上限金額を２，３８４，６９６円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

**４　公募型プロポーザルに関する事項**

1. 参加資格

ア　単独での参加

　　　　ノルウェー旅行会社招請業務に係る公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」）に単独で参加する者は、次の要件を全て満たすこと。

　　（ア）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

　　（イ）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく再生手続き開始の申立てが行われていないこと。

　　（ウ）会社法（平成１７年法律第８６号）第４７５条若しくは第６４４条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条若しくは第１９条の規定に基づく破産開始の申立てが行われていないこと。

　　（エ）対象業務に対応する種目について山形市契約規則（昭和３９年市規則第１８号）第２５条第２項に規定する競争入札参加資格者名簿に登載されている法人であって、本市の指名停止期間中でないこと。

　　（オ）山形市暴力団排除条例（平成２３年市条例第２５号）第２条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

　　（カ）宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。

　　（キ）税の滞納がないこと。

　　イ　共同（グループ）での参加

　　　　本プロポーザルは、効果的・効率的に業務を遂行することを重視するものであり、必要なノウハウを最大限活用するために、共同（グループ）で参加できるものとする。その場合において、以下の要件を全て満たすこと。

　　（ア）４⑴ア（ア）～（キ）の参加資格を満たしていること。

　　（イ）共同（グループ）の代表事業者が山形市との連絡窓口となり、参加における責任を負うこと。また、代表者事業者の変更は、原則として認めない。

　　（ウ）同一の事業者が複数の共同（グループ）参加の構成員を兼ねることはできない。

　　（エ）単独で参加する法人は、他の共同（グループ）の構成員となることはできない。

1. 審査対象

　　　　本招請業務はノルウェーからのインバウンド誘客を目的とした事業における一業務であり、本業務を通じた今後の事業展開までを含めて総合的に評価・審査を行ったうえで実施する業務であることから「全体事業計画」を審査対象とする。

　　　全体事業計画には次に掲げる事項を記載するものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 審査概要 | 配点 |
| 業務実施に関する事項（Ａ） | 本業務に係る実施体制、スケジュール、費用等について審査する。 | ２５点 |
| 招請者、招請コース等に関する事項（Ｂ） | 業務の目的に基づいて、招請者や招請コース、選定するコンテンツ及び期待する効果等について審査する。 | ３０点 |
| 事業全体に関する事項（Ｃ） | 招請者との関係性の構築、フィードバックへの対応、本業務を通じた、ノルウェーからのインバウンド誘客事業戦略につながる提案等を審査する。 | ４５点 |
| 合計点 | １００点 |

1. 提案に求める条件

　　　　次に掲げる条件を踏まえた提案とすること。

　　　ア　本業務の趣旨を十分に理解した上で提案すること。

　　　イ　関連法令並びに山形市の条例等を遵守した内容であること。

　　　ウ　宗教活動又は政治活動を目的とした内容でないこと。

1. スケジュール

　　　　公募開始から契約締結までのスケジュールは、以下のとおり。なお、変更となる場合には、山形市公式ホームページにおいて周知を行う。

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 日時 |
| 公募開始及び資料等の公開,質問の受付開始 | 令和７年６月１８日（水） |
| 実施要領及び仕様書に関する質問の受付期限 | 令和７年６月２５日（水）午後５時 |
| 質問に対する回答 | 令和７年６月２７日（金）午後５時 |
| 参加申込受付期限及び企画提案書等の提出期限 | 令和７年７月７日（月）午後５時 |
| 参加要件適格確認結果の通知 | 令和７年７月８日（火） |
| 審査委員会の開催（オンライン） | 令和７年７月１１日（金）午後１時 |
| 審査結果通知 | 令和７年７月１４日（月） |
| 契約締結 | 令和７年７月下旬 |

　⑸　実施要領及び仕様書等に関する質問

　　　　本プロポーザルに関する質問がある場合は、次により質問すること。ただし、審査に支障をきたす質問、評価基準及び他の参加者に関する質問は受け付けない。なお、質問回答書を持って、実施要領の補完、追加、修正及び解釈に関する補足等とする。

　　　ア　受付期間

　　　　令和７年６月１８日（水）から令和７年６月２５日（水）午後５時まで

　　　イ　質問方法

　　　　　質問書（様式１）により、受付開始期間に電子メールまたは窓口に持参すること。電子メールの場合、件名は「（質問）ノルウェー旅行会社招請業務に係る公募型プロポーザル」とすること。

ウ　提出先

山形市商工観光部インバウンド推進室

　　　　　E-mail：inbound@city.yamagata-yamagata.lg.jp

　　　エ　回答日時

　　　　　令和７年６月２７日（金）午後５時

　　　オ　回答方法

　　　　　　山形市公式ホームページの本プロポーザル募集ページに掲載する。なお、個別には回答しない。

　⑹　参加申し込み及び参加要件の適格性の確認

　　　　本プロポーザルへの参加は、以下の方法により行う。

　　ア　申込期間　　令和７年６月１８日（水）～７月７日（月）午後５時まで

　　イ　申込方法　　持参または郵送（必着）

　　ウ　提出書類　（ア）参加申込書（様式２）

※共同（グループ）参加の場合は「別紙　共同参加事業者構成表明書」　も提出

　　　　　　　　　（イ）誓約書（様式３、様式３－１）※参加の形態に合わせて提出

　　　　　　　　　（ウ）秘密保持誓約書（様式４）

　　　　　　　　　（エ）直近３か月以内に発行された、法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書の原本並びに山形市に本社・支社がある場合は、市税に滞納がないことの証明書の原本

　　　　　　　　　（オ）企画提案書（様式５）

　　エ　提出部数　（ア）～（エ）は１部、（オ）は８部（正本１部、副本７部）

　　　　　　　　　参加者が特定できないような形で資料を作成し、正本のみ参加者名を記載して提出すること。またＰＤＦデータも合わせて提出すること。（提出方法は問わない。）

　　オ　提出先　　〒990-8540　山形市旅篭町二丁目３番２５号

　　　　　　　　　山形市商工観光部インバウンド推進室

　　カ　参加要件適格確認

　　　　上記のウで提出された書類について、参加要件の適格性が確認された者に対しては、参加要件適格確認通知書により電子メールにて通知を行う。参加要件を満たしていない者に対しては、参加要件不適格通知書により電子メールにて通知を行い、本プロポーザルへの参加を認めない。

　　キ　企画提案書作成上の留意事項

（ア）提出書類はＡ４用紙（両面印刷）とし、ページ番号を付与すること。

　　（イ）全体事業計画は、「別紙１　全体事業計画記載事項」に沿って記載すること。また、別紙２「評価基準表」の視点に沿って具体的に記載すること。

1. 共同（グループ）で参加する場合は、業務分担について記載すること。

⑺　プレゼンテーション

　　ア　令和７年７月１１日（金）に、オンラインにより行う。プレゼンテーションにおいては、ノルウェー旅行会社招請業務に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）に対し、前項により提出した企画提案書に沿って説明すること。また、あわせて質疑応答を行う。プレゼンテーションの時間及び詳細については、参加要件適格通知書とあわせて通知する。

　　イ　説明要領

　　（ア）参加できる人数は３名以内とし、説明は原則１名とすること。

　　（イ）時間は３０分以内（説明２０分、質疑応答１０分）とする。

　　（ウ）順番は申し込み順とする。

　　（エ）他者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

⑻　審査

　　　審査委員会で審査項目を別紙２「評価基準表」に定め、評価を行う。

　　ア　失格

　　　　次に掲げる項目のいずれかに該当するものは、失格とし、審査の対象としない。

（ア）提出した書類に虚偽の記載のあるもの。

　　 (イ)本業務に係る見積金額が２，３８４，６９６円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えるもの

　　（ウ）時間内に提出書類が提出されなかったもの。

　　（エ）審査委員会の委員に対して、本業務に係るプロポーザルに関して直接間接を問わず接触を求めたものまたは接触したもの。

　　（オ）審査結果に影響を与えるような工作をしたもの。

　　（カ）その他実施要領に違反するもの。

　　イ　審査結果

　　（ア）各審査委員の評価点の合計得点が最も高い者を、契約交渉順位１位の候補者（以下「第１位の候補者」という。）として選定し、２番目に合計得点が高い者を契約交渉順位第２位の候補者（以下「第２位の候補者」という。）として選定する。合計得点の最も高い者が２者以上いるときは、別紙２「評価基準表」の「事業全体に関する事項」の評価点が高い者を上位とする。

　　（イ）審査委員の評価点の合計得点の６割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補としない。

　　（ウ）企画提案者が１者のみの場合であっても審査を実施するが、その場合、各審査委員の評価点の合計得点が６割以上となった場合に限り、契約候補者として選定する。

　　（エ）審査の結果は文書により通知し、山形市公式ホームページで公開する。なお、審査結果に関する問い合わせには一切応じない。

　　（オ）審査結果について、異議を申し立てることはできない。

　⑼　公募型プロポーザルに際しての留意事項

　　ア　参加者は、参加申込書の提出をもって実施要領の記載内容を承諾したものとする。

　　イ　参加申込み後に辞退する場合は、辞退届（別紙６）を届け出ること。

　　ウ　提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。

　　エ　提出された書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを用いた結果生じた事象に関する責任は、すべて参加者が負うものとする。

　　オ　書類の提出に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。また、造語及び略語は、専門用語または一般用語を用いて初めて出た場所に定義を記述すること。

　　カ　複数の企画提案書を提出することはできない。

　　キ　提出期限後の提出書類の変更、差替えまたは再提出は認めない。ただし、山形市が補正等を求める場合を除く。

　　ク　公募型プロポーザルに要する費用は、すべて参加者の負担とする。

　　ケ　選定された参加者の企画提案（プロポーザル）に盛り込まれた内容がすべて業務委託の内容になるとは限らない。

　　コ　単独提案と共同提案の両方または複数への共同提案への応募を行った提案者は両提案内容とも失格とする。

　　サ　提出された書類について、山形市情報公開条例（平成9 年市条例第39 号）第6条に基づく公開請求があった場合、原則として公開の対象となる。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位、その利益を害すると認められる情報を除く。なお、審査委員会による優先交渉権者選考前において、決定に影響が出るおそれのある情報については、決定後の公開となる。

⑽　契約に関する基本事項

ア　契約交渉

　　　　第1位の候補者との協議が不調となったと山形市が判断した場合は、第１位の候補者との交渉を終了し、第２位の候補者を繰り上げ、協議を行う。

イ　契約の締結

　　　　第１位の候補者と本業務について協議を行い、仕様及び契約の内容について合意の上、仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し、随意契約の方法により契約締結する。なお、第２位の候補者を繰り上げた場合も同様とする。

 　ウ　委託料の支払い方法は完了払いを原則とする。

　⑾　その他

　　ア　山形市は、提出された関係書類等は返却しない。

　　イ　山形市は、提出された関係書類等の秘密保持には十分配慮する。

　　ウ　山形市は、提出された企画提案書等は当該審査以外に無断で使用しない。

　　エ　本プロポーザルに係る提出書類については、すべて押印不要とする。

　⑿　問合せ及び書類提出先

　　　〒990-8540　山形市旅篭町二丁目３番２５号

　　山形市商工観光部インバウンド推進室

　　℡：０２３－６４１－１２１２（内線４２３）

　　E-mail：inbound@city.yamagata-yamagata.lg.jp